

宮崎公立大学教授会規程

平成19年4月1日
規程第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎公立大学学則第12条第2項の規定に基づき、教授会の組織、審議事項及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 教授会は、学部長、教授、准教授、常勤の講師、助教及び助手並びに事務局の局長、参事及び課長をもって組織する。

(審議事項)

第3条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 学生の表彰、懲戒及び除籍に関する事項
- (4) 教育課程の編成に関する方針に係る事項及び学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項について、教育研究審議会又は学長から付議された事項
- (5) 教育及び研究に関し、教育研究審議会又は学長から付議された重要事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項

(議長)

第4条 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。

- 2 議長は、教授会を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 教授会の会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、年4回以上開催する。
- 3 臨時会は、議長が必要と認めた場合開催する。
- 4 議長は、教授会の構成員(以下「構成員」という。)の3分の2以上の要求がある場合、臨時会を開催しなければならない。
- 5 会議は、議長が招集し、その議長となる。
- 6 会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 7 会議は非公開とする。

(議決)

第6条 会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合においては、議長は、議決に加わることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、教授会が特に重要と認めた事項については、出席した構成員の3分の2以上の多数により決するものとする。

(構成員以外の者の出席)

第7条 教授会は、必要と認めたときは、会議において構成員以外の者に説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(専門委員会)

第8条 教授会における審議事項の計画を策定し、これを実施するため教授会に専門委員会を置くことができる。

- 2 前項の専門委員会は、必要に応じ審議の結果を教授会に報告しなければならない。

(議事録)

第9条 会議の議事は、議事録として記録する。

- 2 議事録及び会議の資料は、開示しない。ただし、教授会がその全部又は一部を開示する旨の議決をしたときは、この限りでない。

(庶務)

第10条 教授会の庶務は、学務課において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。